

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
女性	人権・男女共同参画課・地域福祉課・（警察本部 人身安全対策課）	【国における状況】 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 （令和元年度改正：R1年6月公布、R2年4月施行） （令和5年度改正：R5年6月公布、R6年4月施行） ・児童福祉法の一部改正に伴い、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るための連携が図られた。 ・保護命令制度が拡充され、保護命令違反に対する罰則が厳罰化された。	【国における状況】 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 （R5年9月公布） 基本方針は都道府県基本計画の指針となるもの。法と同様に、令和元年度改正では、児童虐待防止対策とDV被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待対応の関係機関の連携・協力が追加され、令和5年度改正では、保護命令制度の拡充に伴う整理、協議会に関する規定の整備等が行われた。 【県における状況】 ○岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 （H17年3月策定、R3年3月最終改訂） DV防止法に基づき、DV対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針や具体的施策を示している。 R1年6月のDV防止法の一部改正により、DVと児童虐待が密接に関係するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応の連携強化を図るための改定を行った。※今後、令和5年度改正に対する改訂を行う予定。	○県内の配偶者暴力相談支援センターと警察に寄せられる配偶者等からの暴力に関する相談件数は、R3年度に過去最多の4千件を超え、現在も高水準で推移している。 （地域福祉課）
			【国における状況】 ○第5次男女共同参画基本計画 （R2年12月策定） 男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、R12年度末までの基本的な考え方と、R7年度末までの施策の基本的方向及び具体的な取組、成果目標を定めている。 【県における状況】 ○第5次岡山県男女共同参画基本計画 （第5次おかやまウィズプラン） （R3年3月策定、計画期間：R3～R7年度） 男女共同参画社会基本法及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例に基づき、男女共同参画を推進するための基本方針や施策を示している。プランの基本目標Ⅲは、女性活躍推進法の規定に基づく女性活躍推進計画。	○女性の社会進出は進んでいるものの、出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の存在に象徴されるように、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在する。 こうした課題の解消に向けては、ワーク・ライフ・バランスを推進したり、男性の家庭生活参画を促進していくことが重要である。 （人権・男女共同参画課）
		【国における状況】 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 （R4年5月公布、R6年4月施行） 女性をめぐる課題の複雑化・多様化・複合化や支援対象の拡大に伴い、売春防止法を法的根拠とすることに限界が生じ、売春防止法に代わる新たな法的根拠として、制定された。困難な問題を抱える女性への支援や民間団体との協働等について規定されている。 【県における状況】 ○岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部改正 （R6年4月施行予定） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正。	【国における状況】 ○困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 （R5年3月告示） 基本方針は都道府県基本計画の指針となるもの。支援に関する基本的な事項及び支援のための施策の内容に関する事項等が示されている。 【県における状況】 ○岡山県困難な問題を抱える女性支援計画（仮称）の策定（※策定中） （R6年3月策定予定、計画期間：R6～R10年度） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び基本方針に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を示している。	○女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、女性支援強化が喫緊の課題となった。 （地域福祉課）

(子ども家庭課)

	【県における状況】 ○岡山県家庭教育応援条例 （R4年4月施行） ・全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう社会全体で応援する「家庭教育応援県岡山」の実現を目指す。 ・県の責務、市町村との連携等、保護者の役割等の明確化 ・毎年度の家庭教育支援施策の実績公表 等	【県における状況】 ○第4次岡山県人権教育推進プラン （R4年2月策定）	○共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境の様々な変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている。（岡山県家庭教育応援条例関連） ○貧困やヤングケアラー、不就学等、子どもの健やかな育ちに影響を与える問題が顕在化してきている。（第4次岡山県人権教育推進プラン関連） （人権教育・生徒指導課）
--	--	--	---

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
高齢者	長寿社会課・指導監査室	【国における状況】 ○共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (R6年1月施行) 急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。	【国における状況】 ○第二期成年後見制度利用促進基本計画 (R4年3月閣議決定、計画期間R4～8年度。第1期計画H29～R3年度) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、制度の利用促進に関する施策の総合的かつ基本的な推進を図るために、国が講ずる制度利用促進策の基本的な計画。 ○認知症施策推進大綱 (R元年6月認知症施策推進関係閣僚会議策定 計画期間R7年まで) 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための計画。R4年に国が進捗状況を確認。 ○認知症施策推進基本計画（未策定） 国は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進計画を策定することとなっており、県は、当該計画を基本とするとともに、県の実情に即した認知症施策推進計画を策定する。 【県における状況】 ○第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 (R3年3月策定、計画期間R3年度～5年度) ○第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案） (R6年3月策定予定、計画期間R6年度～8年度) 高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するため、計画を策定する。	○日本の高齢者人口はR5年10月1日現在、3,622万人で、高齢化率は29.1%となっている。 ○全国の認知症の人の数は、H24年に462万人で、いわゆる団塊の世代が75歳以上となるR7年には約700万人になると推計されている。 ○高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の虐待の状況が公表されており、R4年度は市町村への相談・通報件数が約4.1万件あり、そのうち1.8万件が虐待と判断されている。 (長寿社会課)

	法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
障害のある人 障害福祉課・健康推進課	【国における状況】 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律 （令和6年4月施行） ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 等 ○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 （令和4年5月施行） 障害者が必要とする情報を十分に取得、利用し、円滑な意思疎通を図るため、 ・障害者による情報の取得、利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念 ・障害者による情報の取得、利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項 等を規定 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部を改正する法律 （令和6年4月施行） ・障害者等の地域生活の支援体制の充実（共同生活援助の支援内容拡大、基幹相談支援センターの機能強化など） ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（就労選択支援の創設、一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用など）等 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 （令和3年9月施行） 医療的ケア児（人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童）の健やかな成長を図ることなどを目的として、 ・医療的ケア児やその家族への支援に関する基本理念 ・保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策 ・医療的ケア児支援センターの指定 等を規定 【県における状況】 ○岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例 （令和4年4月施行） 聴覚障害のある人となない人が共に暮らし支え合う共生社会を実現するため、手話が言語であるとの認識に基づき、 ・手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本理念 ・県の施策を推進するための基本的な事項 等を規定 ○岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例 （令和5年4月施行） ・上記条例を一部改正したもの。（対象を聴覚障害から全ての障害に広げる）	【県における状況】 ○第4期岡山県障害者計画 （令和3年3月策定） 障害者基本法に基づき、平成27年度に策定した「第3期岡山県障害者計画」の後継計画。障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会の実現をめざして、県政全般にわたる各種施策を推進する。 令和6年3月に第5期障害者計画を策定予定。 ○第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画 （令和3年3月策定） 障害者総合支援法に基づき、共生社会の実現のために、地域生活や一般就労への移行に向けて設定した数値目標の達成や、広域的な観点から障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、必要な基盤整備や施策等を実施する。 ①地域生活移行の促進 ②就労移行の促進及び所得の向上 ③必要な障害福祉サービス等の見込量の確保 ④障害のある子どもの支援 ⑤人材の養成・確保と資質の向上等 令和6年3月に第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画（第5期障害者計画に統合）を策定予定。	○障害者虐待防止法に基づき障害者の虐待の状況が公表されており、令和4年度における全国の虐待（養護者及び施設従事者等によるもの）相談・通報件数は、12,754件あり、そのうち3,079件が虐待と認定されている。 ○障害者差別解消法改正法の施行（令和6年4月～）に伴い、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となり、今後、事業者側からの合理的配慮の提供に関する相談が多く寄せられることが予想される。 （障害福祉課）

障害のある人	【国における状況】 ○精神保健福祉法の一部改正 （R6年4月1日改正（一部はR5年4月1日改正）） 精神保健福祉法が一部改正され、精神相談に係る市町村の位置づけが明確化されるとともに、医療保護入院の上限期間の法定化や、精神科病院における虐待通報の仕組みの制度化、入院者訪問支援事業の創設等が新たに制定されたるなど、精神障害者の地域移行・地域定着と人権擁護の方向性がより明確化された。	【県における対応】 ○第 9 次岡山県保健医療計画 （R6年4月） ・法律改正を踏まえ、市町村が精神保健に課題がある人に対して実施する相談支援に対して、適切な支援が包括的に確保されるよう、県が必要な支援を行う旨を新たに記載した。 ・精神障害者の地域移行・地域定着を測る数値目標として、新たに「退院後 1 年以内の地域生活における平均生活日数」を設定した。 ●退院後 1 年以内の地域生活における平均生活日数 325. 3日 (R8年度)	○当事者の尊厳を守り、意思を尊重し、当事者が力を発揮できるようにするとともに、入院の継続は「当たり前」ではないことを、医療機関も本人も家族も、これまで以上に意識した上で、身近な地域で暮らしながら、必要な医療へのアクセスを確保していく必要がある。 (健康推進課)
--------	--	---	--

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等																																			
同和問題 人権・男女共同参画課・人権教育・生徒指導課	【国における状況】 状況の変化なし ○部落差別の解消の推進に関する法律 （H28年12月施行） 部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定。	【国における状況】 状況の変化なし	○部落差別の実態に係る調査結果の公表（令和2年6月法務省） 今後の施策の在り方について、次のとおり記載がある。 ・部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き粘り強く適切に対応していく必要がある。 ・内容、方法等が国民から理解と共感を得られるような教育・啓発を行うことが重要。 ・法務局及び人権擁護委員の相談窓口の周知 ・部落差別の問題を含め、様々な人権問題に関する相談対応能力向上のための研修の充実 ・インターネット上の人権侵害情報は、原則として削除要請等の対象であり、関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な対応を進める。 ○法務省の人権啓発活動の啓発活動強調事項17項目中の一つであり、次のとおり記載がある。 「部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。 また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。」 ○県（人権・男女共同参画課）が受け付けた同和問題に関する人権相談件数は、次のとおり。 (単位：件) <table><tr><td>西暦</td><td>2013</td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td></tr><tr><td>和暦</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>同和問題</td><td>9</td><td>6</td><td>15</td><td>20</td><td>15</td></tr></table> <table><tr><td>西暦</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td></tr><tr><td>和暦</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>同和問題</td><td>25</td><td>12</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr></table> (人権・男女共同参画課)	西暦	2013	2014	2015	2016	2017	和暦	H25	H26	H27	H28	H29	同和問題	9	6	15	20	15	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	和暦	H30	R1	R2	R3	R4	同和問題	25	12	5	6	10
	西暦	2013		2014	2015	2016	2017																																
和暦	H25	H26	H27	H28	H29																																		
同和問題	9	6	15	20	15																																		
西暦	2018	2019	2020	2021	2022																																		
和暦	H30	R1	R2	R3	R4																																		
同和問題	25	12	5	6	10																																		
	【県における状況】 ○第4次岡山県人権教育推進プラン （R4年2月策定）	○同和問題は、様々な施策の推進と多くの人々の努力によって解決に向かってはいるが、引き続き差別意識の解消に取り組む必要がある。 （第4次岡山県人権教育推進プラン関連） (人権教育・生徒指導課)																																					

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
外国人	国際課	【国における状況】 ○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律 （令和 6 年 6 月までに施行） 難民認定申請 3 回目以降の申請者は送還可能とすること、対象者を入管施設に原則収容する仕組みを改め、施設外での生活を認めること、紛争避難民を「準難民」として保護する制度の創設などについて規定。 ○外国人技能実習制度及び特定技能制度の見直し （令和 6 年通常国会に関連法案提出見込み） 現行の技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労」制度を創設することなどを求める有識者会議の最終報告が令和 5 年 1 1 月に政府に提出され、現在国において詳細を検討中である。	【国における状況】 ○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 （令和 2 年 6 月制定） 日本語教育の推進に関し基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年 6 月施行）に基づき、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資することを目的に、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を規定。 ○外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ （令和 4 年 6 月制定、令和 5 年 6 月一部変更） 我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップ。 【県における状況】 ○令和 5 年度国際化施策推進方針 「第 3 次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標及び長期構想の実現に向けて、国際化の施策推進の方向性を示すもの。その中で、多文化共生に関する取組の方向性として、外国人が安心して暮らせるよう、多言語による生活相談・情報提供やコミュニケーション支援に取り組むとともに、外国人の地域参加を促進するなど多文化共生の地域づくりを推進することとしている。	○県内の在留外国人数は、令和 5 年 6 月末時点で 33,522 人（県人口の約 1.8%）と過去最高となっており、今後もあらゆる分野でのグローバル化が一層進む中、外国人の更なる増加、多様化が見込まれている。 ○在住外国人の増加や国籍・地域の多様化に伴い、日常生活の様々な場面において、言葉や文化、生活習慣、価値観等の相違などによる問題が生じていることから、在住外国人に対し、コミュニケーション支援や多言語相談体制の確保、地域日本語教育体制の充実など、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することが求められている。
	疾病感染症対策課	【国における状況】 ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 （令和元年 11 月施行） ・国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るものとされた。 ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の改正 （令和元年 11 月施行） ・ハンセン病をめぐる差別の解消の図るため、名誉回復の対象に家族が加えられた。	該当なし	○ハンセン病療養所入所者の平均年齢は、88 歳を超え、療養所を退所しての社会復帰は困難な状況にある。また、ハンセン病患者等の情報に関する資料がインターネットオークションに出品されるといった事例もあった。県民・地域との交流を促進することで療養所全体としての社会復帰を促進するとともに、県民のハンセン病に対する正しい理解を深め、療養所入所者などに対する偏見・差別の解消に努めている。

患者等（H I V 感染・エイズ・その他の疾病等）	疾病感染症対策課	【国における状況】 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法 （令和3年2月13日一部改正施行） 感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うことなどを規定。	該当なし	○医療等の進歩により、感染者はH I Vに感染しても早期発見・早期治療によって、健常者と同等の生活を送ることができることとなった。一方で、感染者及び患者の高齢化も進んできており、高齢化に伴う合併症発症の危険性も増大している。こうしたことから、医療関係者をはじめ福祉・介護分野から一般県民まで、幅広くH I V感染者やエイズに関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要となっている。 ○令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認され、県内では、令和2年3月に初めて感染者が確認された。その後、県内でも感染者数の増減を繰り返す一方で、新型コロナワクチンの接種が令和3年3月から開始された。 ○こうした中、偏見や差別が生まれたことなどから、県では、令和2年8月から市町村や関係団体等と連携して、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーン等を実施するとともに、県ホームページやラジオ、SNS等を活用し、正しい情報の迅速な提供や啓発、相談などを実施してきた。 ○令和5年5月から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5類」となり、現在、誹謗中傷等はみられないが、今後新たな感染症等が拡大してきた際に、不安を差別につなげることのないように正しい知識と情報を基に行動するよう啓発等を継続する必要がある。
---------------------------	----------	--	------	--

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
インターネットによる人権侵害	デジタル推進課・子ども家庭課	【国における状況】 ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（R4年10月施行） インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、新たな裁判手続の創設や、開示請求を行うことができる範囲の見直し等が行われた。	該当なし	○2016年のアメリカ大統領選などを契機とし、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ侵攻に関するものを含め、インターネット上のフェイクニュースや偽情報が問題となっている。 ○2022年に法務省人権擁護機関が、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は1,721件、処理した人権侵犯の数は1,600件であり、いずれも高水準で推移している。 ○SNSユーザーを対象に実施したアンケート調査（総務省プラットフォームサービスに関する研究会 三菱総合研究所「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」）によると、約半数（50.9%）の人がインターネット上の誹謗中傷等の投稿（「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」）を目撃したことがあると回答している。また、過去1年間にSNSを利用した人の1割弱（約8%）が「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」の被害に遭っていると回答している。 （デジタル推進課）
		【県における状況】 ○岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（H23年10月施行、H30年4月改正） 略（R4年4月改正） 民法の一部改正による婚姻による成年擬制の廃止に伴う改正	該当なし	（子ども家庭課）
犯罪被害者等	くらし安全安心課	【国における状況】 ○刑法の改正 令和5年7月、性犯罪に関する規定を見直す改正刑法が施行され、強制・準強制性交罪は「不同意性交等罪」に、強制・準強制わいせつ罪は「不同意わいせつ罪」となり、同意がない性行為は犯罪になり得ることが明確になった。また、「不同意性交等罪」の時効は10年から15年、「不同意わいせつ罪」は7年から12年になった。	【国における状況】 ○第4次犯罪被害者等基本計画（計画期間 R3～7年度） 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針(R2年6月) - R2～4年度を「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化 ・性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(R5年3月) - R5～7年度を「更なる集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化 【県における状況】 ○第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（期間 R3～7年度） 犯罪被害者等基本法及び国の基本計画を踏まえ、岡山県における犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進	○令和5年6月、政府は、犯罪被害者施策を一層推進するため、犯罪被害者給付制度の抜本的強化、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設などについて検討を行い、1年以内を目途に結論を出すことを決定した。 ○弱い立場におかれた「こども・若者」が性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、対策の一層の強化を図ることは、すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現する上で、喫緊の課題となっている。

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
多様な性	人権・男女共同参画課	【国における状況】 ○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (令和5年6月23日施行) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。	【国における状況】 ○法第8条の規定に基づき、政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する「基本計画」策定の義務があるが、現在までのところ、策定されていない。 ○法第12条の規定に基づき、政府は、法律に定める措置の実施等に当たり、すべての国民が安心して生活することができるよう、運用に必要な「指針」を策定するものとされている。 〔性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議 (令和5年8月9日設置。内閣府所管。) ・当会議は、関係省庁で実施している既存の取組を整理し、国民の理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整を行う。〕 ○公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて (令和5年6月23日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて) ・男女とは、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えている。 【県における状況】 ○国の基本計画等の内容を確認した上で適切に対応する。	社会情勢の変化等 ○パートナーシップ宣誓制度等の導入状況(R5.12月岡山県把握) ・県内：12市町が導入(人口カバー率82%) 総社(H31.4)、岡山(R2.7)、備前(R3.10)、倉敷(R3.12)、真庭(R3.12)、笠岡(R4.4)、瀬戸内(R4.4)、美作(R4.10)、浅口(R4.12)、井原(R5.4)、和気(R5.4)、早島(R5.12) ・都道府県：19都府県が導入 茨城、群馬、大阪、佐賀、三重、青森、秋田、福岡、栃木、東京、富山、静岡、長野、岐阜、鳥取、島根、香川、福井、山梨。 ○性同一性障害特例法の手術要件について 令和5年10月25日、最高裁判所大法廷は、戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする法律の規定(生殖不能要件)について、「生殖機能をなくす手術を受けるか、性別変更を断念するか過酷な二者択一になっている」と指摘し、「身体への強い負担」である手術を必要とする規定を「違憲」とする決定をした。なお、性器の外観要件については、高等裁判所へ審理のやり直しを命じた。 ○共同通信社世論調査 ・同性婚を認める方がよい71%、認めない方がよい26%(R5.5) ＜参考＞ ・男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか(H27.2電話調査) 認めるべきだ41%、認めるべきではない34%

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
ホームレス (路上生活者)	地域福祉課	【国における状況】 ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成29年6月改正) 法の有効期限を令和9年8月まで延長 ○生活困窮者自立支援法 (令和4年6月17日改正) 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するために制定。一時生活支援事業等においてホームレス対策を行っている。	【国における状況】 ○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (令和5年7月31日改正) 特別措置法の趣旨、ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国として基本的な方針を明示。	○過去5年間の県内のホームレス者の推移は次のとおり。 H30年 15人(うち政令市・中核市14人) R1年 16人(うち政令市・中核市14人) R2年 16人(うち政令市・中核市15人) R3年 10人(うち政令市・中核市9人) R4年 8人(うち政令市・中核市7人) ○ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化が進んでいる傾向にある。 ○生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業については、ホームレス等住居をもたない方、不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する事業であるが、岡山市(政令市)、倉敷市(中核市)、津山市、笠岡市、瀬戸内市、赤磐市で実施されている。
自殺問題	健康推進課	【国における状況】 ○自殺対策基本法 (H28年4月1日一部改正) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。また、都道府県及び市町村において、それぞれ地域の実情を踏まえた自殺対策計画を定めるものとされた。	【国における状況】 ○自殺総合対策大綱 (R4年9月閣議決定) 政府が推進すべき自殺対策の指針として、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」等を重点的に推進する新たな自殺対策大綱を閣議決定した。なお、R8年までに自殺死亡率をH27年と比べて30%以上減少(13.0以下)させる旧大綱の数値目標は継続した。 【県における状況】 ○第3次岡山県自殺対策基本計画 (R3年3月) 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、R7年の自殺死亡率を国大綱と同じ13.0以下とすることを数値目標とする。 ○第9次岡山県保健医療計画 (R6年4月) R7年の自殺死亡率を国大綱と同じ13.0以下とすることを数値目標とする。	○全国の自殺による死亡者数(自殺統計)は、H24年に15年ぶりに3万人を下回り、令和元年は最小の2万169人となったが、令和2年に11年ぶりの増加に転じた後は、2万1千人台で推移している。コロナ禍の自殺者数について、女性はR2年から3年連続の増加、小中高生はR4年に過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化してきた。
被災者	人権・男女共同参画課	該当なし	【国における状況】 ○防災基本計画 (最終修正：令和5年5月) 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災対策に関する基本的な計画。 令和3年5月の計画修正において、市町村が避難所における性暴力やDVの発生を防止すること等が新たに盛り込まれた。 【県における対応】 ○岡山県地域防災計画 (最終修正：令和5年2月) 災害対策基本法に基づき、県防災会議が作成する県の防災対策に関する基本的な計画。 令和4年2月の計画修正において、避難所における性暴力・DV発生防止対策等を含む防災基本計画の修正内容を反映。	○過去の災害では、指定避難所等において、性暴力・DVを含む女性や子供に対する暴力が発生した事例があり、対策が求められている。 ○東日本大震災の発災から12年を経過したこともあり、県内の支援団体に確認するも、福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しての、風評に基づく心ない嫌がらせや、いじめは確認されなくなっている。 ○避難者数(R5.11.1時点) 全 国：852市町村 約3.0万人 岡山県：15市町村 816人

前回県民意識調査（令和元年8月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等																								
刑を終えて出所した人	地域福祉課・くらし安全安心課	該当なし	【国における状況】 ○第二次再犯防止推進計画 （令和5年3月閣議決定 計画期間 令和5年度～9年度） 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、政府が取り組む再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。 【県における状況】 ○第2次岡山県再犯防止推進計画（仮称） （令和6年3月策定予定 計画期間 令和6年度～10年度） 国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、岡山県における犯罪をした者等を地域社会で支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。	○近年、全国の刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」や少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の割合である「再非行少年率」は高止まりしている。 ○犯罪をしたもの等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とするものが多い。 （くらし安全安心課）																								
				○矯正施設（刑務所等）から退所した後、高齢又は障害があることにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者について、岡山県地域生活定着支援センターの支援を受ける者は増加傾向にある。 ○岡山県地域生活定着支援センターでは、R4年1月から、刑事収容施設に収容されている被疑者等を対象とする支援業務を開始するとともに、R4年度から、検察庁、弁護士会、保護観察所、刑務所、社会福祉士会等からなる「被疑者支援業務に関するネットワーク会議」を開催している。 ＜支援実績＞ <table><tr><td></td><td>R元年度</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td></tr><tr><td>コーディネート業務</td><td>15件</td><td>24件</td><td>27件</td><td>32件</td></tr><tr><td>フォローアップ業務</td><td>46件</td><td>51件</td><td>52件</td><td>66件</td></tr><tr><td>相談支援業務</td><td>28件</td><td>19件</td><td>19件</td><td>27件</td></tr><tr><td>被疑者等支援業務</td><td>－</td><td>－</td><td>6件</td><td>10件</td></tr></table> （地域福祉課）		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	コーディネート業務	15件	24件	27件	32件	フォローアップ業務	46件	51件	52件	66件	相談支援業務	28件	19件	19件	27件	被疑者等支援業務	－	－	6件
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度																								
コーディネート業務	15件	24件	27件	32件																								
フォローアップ業務	46件	51件	52件	66件																								
相談支援業務	28件	19件	19件	27件																								
被疑者等支援業務	－	－	6件	10件																								

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
中国 残留邦人 とその家族	福祉 企画課	【国における状況】 状況の変化なし ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年10月施行)	【国における状況】 状況の変化なし	○永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、多くの人が日本語が不自由な状態であり、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の蓄えが不十分であるという特別な状況に置かれている。 ○また、支援対象者の高齢化が進んでいることから、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をすることが求められている。 ○県内の要支援者数34人（R5. 11月現在）
拉致 問題	福祉 企画課	【国における状況】 状況の変化なし ○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (平成18年 6 月施行)	【国における状況】 状況の変化なし ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部改正 (平成23年 4 月) ・各人権課題に対する取組の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加 ○拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策 (平成25年 1 月 政府拉致問題対策本部決定) ・拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国、拉致実行犯の引き渡しを追求していく。 ・具体的施策として、早期解決に向けた更なる対抗措置を検討し、日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、拉致問題の解決に向けた具体的行動への継続した強い要求を行うこと等を示した。	○平成14年に北朝鮮が拉致を認め、拉致被害者 5 名とその家族は帰国したもの、2 1 年が経過する現在もなお多くの拉致被害者が帰国できていない。令和 5 年12月現在、政府認定拉致被害者は 1 7 名（帰国した 5 名を含む）。 ○拉致被害者の親世代は高齢となり、家族会代表を務めた横田滋さんや飯塚繁雄さんなどが亡くなるなど、時間的制約のある人権問題である。令和 5 年12月現在、親世代で存命の方は 2 名のみ。

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等
職場などにおけるハラスメント	労働雇用政策課	【国における状況】 ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (R元年6月改正公布、R2年6月施行（一部R4年4月施行）) 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設、あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定が整備された。そのうち、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小企業事業主においても令和4年4月1日から義務化された。 ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (R元年6月改正公布、R2年6月施行) セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化される等、防止対策の強化が図られた。	【県における状況】 ○第5次岡山県人権政策推進指針 (R3年3月策定) (第3章 施策の推進方策 2 人権啓発・人権教育 (2) 様々な場での啓発・教育 ウ 企業等における普及・啓発) 職場における様々なハラスメントについて、企業等にハラスメント防止対策の制度の周知を図り、ハラスメント防止対策を推進することとされた。	○職場のパワーハラスメントについては、改正「労働施策総合推進法」が施行された令和2年度以降の岡山労働局における「パワーハラスメント防止措置に関する相談件数」では、令和3年度は対前年比で減少したものの、令和4年度は対前年比で6割増加し、200件を超える等、対策は喫緊の課題となっている。 ○岡山労働局における「セクシュアルハラスメント等に関する相談件数」では、令和4年度では「セクシュアルハラスメント」が最も多く89件、また、「妊娠・出産等ハラスメント・不利益取扱い」に関する相談が73件及び「育児休業等ハラスメント・不利益取扱い」79件となっており、いずれの相談件数についても平成29年度以降、概ね減少傾向を示していたが、令和4年度では増加に転じた。 ○事業主は、これまでの職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止措置を講じてきた経験を活かしつつ、パワーハラスメントの防止対策についても必要な措置を講じていく必要がある。
	くらし安全安心課 (第4次指針での課題)	【国における状況】 ○改正消費者契約法（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律） 靈感商法等による消費者被害の深刻化に対応するために、いわゆる「改正消費者契約法」や「不当寄附勧誘防止法」が令和5年1月5日に施行された。 [改正点] ①今後の被害防止：靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象拡大 ②現在の被害者向け：取消権の行使期間の伸長 ○不当寄附勧誘防止法（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律） (新法) 法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。	【国における状況】 ○第4期消費者基本計画（計画期間 R2～6年度） 長期的に講ずべき消費者政策の大綱、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画。 ○消費者教育の推進に関する基本的な方針 (対象期間 R5～11年度) ※通常5年間のところ、次期消費者基本計画の終了期間に合わせて7年間となっている。消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者施策との連携に関する事項を定めた消費者教育の推進に関する基本的な方針。 【県における状況】 ○第4次岡山県消費生活基本計画（計画期間 R3～7年度） 岡山県消費生活条例に基づく、消費者施策の総合的な推進を図るための消費生活に関する基本的な計画。 (平成31年度からは、岡山県消費者教育推進計画を岡山県消費生活基本計画に統合。)	○高齢化の更なる進行や、高齢者単独世帯の増加、令和4年4月の成年年齢引下げ、デジタル化の進展に伴う電子取引の拡大等により、消費生活を巡る状況は変化し続けており、消費者問題はますます複雑化、多様化している。このため、消費者被害の防止・救済や、各ライフステージに応じた消費者教育の推進等が重要である。 ○また、公正で持続可能な社会を実現するために、消費者一人ひとりが、人や社会、環境に配慮した消費行動を実践するなど、社会の一員として積極的に関与することが求められている。